

一関市高齢者見守りネットワーク事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、一関市（以下「市」という。）、一関地区広域行政組合及び協力事業所が連携して、高齢者の孤立死等を防止するにあたり、支援が必要と思われる高齢者の早期発見に努め、支援についての早期介入を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、市とする。ただし、連絡先は、一関地区広域行政組合が設置する地域包括支援センター又は高齢者総合相談センター（以下「包括」という。）とし、別表のとおり、相互連携して行うものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、概ね65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）とする。

(事業内容)

第4条 事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協力事業所は、高齢者の異変等を発見したときは、包括へ連絡する。ただし、緊急性を要する場合は、救急車の手配や警察への連絡を行い、その後、包括へ連絡する。
- (2) 包括は、協力事業所から連絡を受けた場合、高齢者に対して必要な対応を行い、対応内容等について、市及び連絡を受けた協力事業所へ報告を行うものとする。
ただし、緊急性が高い事案については、速やかに市に連絡を行うものとする。
- (3) 市は、包括から連絡を受けた場合、高齢者に対して必要な対応を行い、対応内容等について、包括等へ報告を行うものとする。
- (4) 高齢者見守りネットワークの取り組みについて広報活動などを通じて地域住民に広く周知するとともに、必要に応じて協力事業所の名称の公表を行うものとする。

(協力事業所の参画)

第5条 協力事業所は、市と協定書を締結することで本事業に参画する。

2 次の各号に掲げる事業所及び業種等は、協力事業所として参画できないものとする。

- (1) 各種法令に違反している事業所
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めうるに足りうる相当の理由のある事業所
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により風俗営業と指定されている業種及びそれに類似する業種
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (5) その他市が協力事業所として参画することが不相当と判断した事業所及び業種

(守秘義務)

第6条 協力事業所は、本事業を行った際に知り得た個人情報について、事業協力中又は終了後においても適切に管理し、本事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(会議の開催)

第7条 市は、本事業推進のため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか本事業の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。